

神奈川県体操協会 規約

第 1 章 名称および事務局

第 1 条 本会は神奈川県体操協会と称する。

第 2 条 本会の事務局は理事長または事務局長の所在地におく。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会は神奈川の体操界を統括し、体操の普及・発展を図るとともに、県民の心身の健全な発達に寄与し地域社会に貢献することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種競技会・講習会・スポーツイベント等の開催・運営及び協力
- (2) 国民スポーツ大会等への代表者の選考と派遣
- (3) 選手の強化および・体操の普及・奨励
- (4) 指導者ならびに審判員の養成と派遣
- (5) 体操に関する研究・記録の収集と広報
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組織および加盟・登録

第 5 条 本会は県内の体操に関する加盟団体をもって組織する。

1. 県内の地域（市町村等）を単位とする団体
2. 全県的に組織する団体

第 6 条 前条 1. 2. に関する各加盟団体に所属する団体は本会に加盟し、役員・指導者ならびに選手は登録をしなければならない。

2. 加盟・登録に関する規定は別に定める。

第 4 章 役員及び評議員

第 7 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事若干名、うち会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名（必要に応じ副理事長若干名）
常務理事若干名
- (2) 監事 2 名

第 8 条 役員は役員候補推薦委員会規程にそって選任する。

第 9 条 会長は、本会を代表して会務を統括し、理事会・評議員会の議長となる。

第 10 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第 11 条 理事長は理事会の議決に基づき、本会の業務を掌理する。

第 12 条 常務理事は理事会の議決に基づき、本会の業務を処理する。

第 13 条 理事は理事会を組織し本会の業務を議決し執行する。

第 14 条 監事は本会の業務及び会計を監査する。

第 15 条 評議員は、第 5 条の加盟団体から各 1 名とし、評議員が理事ならびに監事に就任したときは、これに代わる評議員を選出する。

第 16 条 役員の任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。

但し、会長は原則として 2 期 4 年までとする。

2. 補充または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

第 5 章 名誉会長・顧問・参与

第 17 条 本会に名誉会長をおくことができる。

2. 名誉会長は、評議員会で推挙し会長が委嘱する。

3. 名誉会長は本会の重要事項について会長に意見を述べることができる。

第 18 条 本会に顧問・参与を若干名おくことができる。

2. 顧問は本会の会長または副会長を歴任した者、及び本会の功労者を理事会で推薦し会長が委嘱する。

3. 参与は、理事会で推薦し会長が委嘱する。

4. 顧問・参与は会長及び理事会の諮問に応じる。

第 6 章 会 議

第 19 条 理事会および常務理事会は、必要に応じ会長が招集する。

第 20 条 評議員会は年 1 回以上開催し会長が招集する。

第 21 条 各会議は構成員の 1 / 2 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意により決する。
構成員が出席できない場合は委任状をもって出席とみなす。

2. 可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 7 章 専門部会・特別委員会

第 22 条 本会には次の専門部会・特別委員会をおく。

(1) 総務部会

(2) 強化部会

(3) 普及部会

(4) 審判部会

(5) 特別委員会

①倫理委員会

②財務委員会

③役員候補推薦委員会

2. その他、本会の事業遂行に必要があるときは、理事会の議決に基づき他の専門部会・特別委員会を置くことができる。

3. 専門部会・特別委員会の運営に関する規定は別に定める。

第 8 章 会 計

第 2 3 条 本会の会計は次により支弁する。

- (1) 加盟金
- (2) 登録料
- (3) 事業収入
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他

第 2 4 条 加盟金・登録料の規定は別に定める。加盟金・登録料の変更は評議員会の承認を経なければならない。

第 2 5 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 9 章 付 則

第 2 6 条 本会は（公財）日本体操協会、関東体操協会、（公財）神奈川県体育協会に加盟する。

第 2 7 条 事務局の規定はこれを別に定める。

第 2 8 条 本規約に規定のない細則は必要に応じ、常務理事会で検討し、理事会または評議員会に提示する。

昭和 2 1 年 3 月 7 日施行

昭和 4 6 年 4 月 1 日改正

昭和 4 8 年 3 月 9 日改正

昭和 5 8 年 4 月 1 日改正

昭和 6 2 年 4 月 1 日改正

平成 3 年 4 月 1 日改正

平成 1 5 年 4 月 1 日改正

平成 2 3 年 4 月 1 日改正

平成 2 7 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正(一部名称変更)